

障害種別・等級の変更により影響がある行政サービス・手当・割引制度等

障害種別が変更された場合

鉄道運賃割引、有料道路料金割引、バス運賃割引、タクシー運賃割引、航空運賃割引等

例 JRの鉄道運賃割引制度

種別	対象乗車券類	適用範囲	割引率
第1種	普通乗車券	本人が単独で乗車し片道100キロを超える場合	5割〔本人のみ〕
		介護者と乗車する場合（距離の制限なし）	5割引〔本人及び介護者（本人と同乗した場合）〕
第2種	普通乗車券	本人が単独で乗車し片道100キロを超える場合	5割〔本人のみ〕

障害等級が変更された場合

各市町村における福祉手当、福祉サービス（日常生活用具の給付、福祉タクシー券支給、自動車改造費助成）、重度心身障害者医療費助成制度、国税・地方税（所得税、住民税、自動車税・自動車取得税減免等）、公共料金（県水道料金の減額ほか）、等。

例：障害等級の要件が定められているサービス等

(制度)	(対象者)
重度心身障害者医療費助成制度	1級及び2級
所得税の障害者控除	1級及び2級（特別障害者に当たる） 一人につき40万円の所得控除 上記以外の身体障害者手帳をお持ちの方 一人につき27万円の所得控除
県水道料金の一部免除	1級及び2級 消費税及び地方消費税相当額の免除 (所得制限あり)

※ 上記の行政サービス・手当・割引制度等は一例です。市町村等により、障害等級の範囲、サービス・手当の内容等の取扱いが異なることがあります。